

## 船舶インシデント調査報告書

令和3年1月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和2年7月9日 10時30分ごろ
発生場所	長崎県長崎市神楽島南方沖 三重式見港式見防波堤灯台から真方位268° 1.3海里付近 （概位 北緯32°47.1′ 東経129°45.7′）
インシデントの概要	プレジャーボートこうた丸は、航行中、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年7月10日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート こうた丸、1トン 273-01836長崎、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力51.4kW、回転数毎分 5,500、使用燃料ガソリン、昭和61年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せて航行中、2つあるうちの1つの燃料油タンクの燃料がなくなり、もう1つの燃料油タンクに切り換え、プライマリポンプでポンピングを行った後、船外機の始動を試みたが、始動できなかったため運航不能と判断して118番通報し、巡視艇によりえい航された。 船外機は、本インシデント後、海上保安官が燃料油タンクの空気抜きバルブを開けたところ始動できた。
分析	本船は、航行中、船長が、2つあるうちの1つの燃料油タンクの燃料がなくなって燃料油タンクを切り換えた際、燃料油タンクの空気抜きバルブが閉まった状態で船外機を始動しようとしたことから、燃料油タンク内が負圧となって船外機に燃料油が供給されず、船外機の始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、船長が、2つあるうちの1つの燃料油タンクの燃料がなくなって燃料油タンクを切り換えた際、燃料油タンクの空気抜きバルブが閉まった状態で船外機を始動しようとしたため、燃料油タンク内が負圧となって船外機に燃料油が供給されず、船外機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 燃料油タンクを切り換えて船外機を始動する際は、燃料油タンクの空気抜きバルブが開いていることを確認すること。</li></ul>
--------------	---